

笠沙都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，笠沙都市計画区域においては，「住む人に誇りを，訪れる人に感動を与えるまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

笠沙都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《目 次》

1 . 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市計画づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
主要用途の配置の方針	3
土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
交通施設の都市計画の決定の方針	4
下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
主要な市街地開発事業の決定の方針	6
市街地整備の目標	6
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
基本方針	7
主要な緑地の配置の方針	7
実現のための具体の都市計画制度の方針	8
主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市計画づくりの基本理念

笠沙都市計画区域（以下「本区域」とする。）は、鹿児島県の南薩地域に位置し、加世田市を起点とし鹿児島市を終点とする国道 226 号等の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

本区域の位置する笠沙町は、西之園遺跡等から石器・土器など先史時代の遺物が出土するとともに、日本書紀、古事記にも「笠沙の御前」や「笠狭碕」が謳われているなど長い歴史を有している。また、野間岳を中心とした豊富な緑と雄大な東シナ海を背景とした自然味あふれる環境にあり、その自然こそが本区域を象徴するものである。一方、昭和 26 年のルース台風をはじめ、度々台風や集中豪雨による自然災害が発生する厳しい気候条件下にある。

本区域は、古くから東シナ海の水産資源に恵まれており、漁業を中心に発展してきたが、近年においては、これに加え、地域特産の焼酎をテーマとした観光拠点が整備され、観光のまちとしてのイメージを創出しつつある。

このような状況の中で、人口の減少傾向は沈静化しつつあるものの、少子高齢化はより一層進展している。また、社会経済情勢の急激な変化に伴い諸産業が低迷していることや、傾斜地に立地する集落に対する自然災害への対応などの課題を抱えている。

したがって、本区域では、本区域の立地特性や様々な課題に的確に対応するため、笠沙町総合振興計画において示されている将来像を踏まえ、

「住む人に誇りを、訪れる人に感動を与えるまちづくり」
を都市づくりの基本理念とする。

この基本理念を実現するため、以下の 3 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

豊かな海と緑があふれる自然を主体としたまちづくり

雄大な東シナ海と野間岳に代表される豊富な緑など長年にわたって人々を育み、慈しんできた自然環境を守ると同時に、これらを有効に活用しながら、自然味あふれるまちづくりの展開を目指す。

誰もが暮らしやすさを感じるまちづくり

全ての人々が豊かでゆとりある生活を享受できるための生活環境の整備や、安心・快適かつ、人に優しい空間づくりを目指す。

いきいきと豊かな活力を創出するまちづくり

豊かな地域資源と立地特性を活かした農林水産業や観光産業の振興と本区域をとりまく経済社会情勢に適切に対応した産業の振興に資するまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

小浦・仁王崎地域

笠沙町役場周辺及び菟川河口付近の小浦地域と仁王崎地域については、本区域における行政、商業業務等の各都市機能が集積する都市中心核として位置づけ、本区域の拠点にふさわしい道路等の都市基盤の整備や計画的な土地利用の誘導等により市街地環境の整備を進め、まちの機能と生活環境が調和した空間形成に努める。

片浦地域

片浦地域の市街地については、基盤整備が不十分なまま市街化が進行し、日常の生活環境や防災上の課題を抱えている地域であることから、良好な居住環境への改善を図り、本区域の漁業の拠点である片浦漁港を中心に、安心して暮らせる機能を備えた空間形成を図る。

野間池漁港周辺地域

野間池港を中心とした集落については、漁業拠点である野間池港と新たに形成された観光拠点機能を中心とし、これらと住機能が融和した環境づくりに努める。

また笠沙恵比寿については、鯨やイルカウォッチングなどができる観光拠点として位置づけ、博物館及び宿泊施設の活用に努める。

赤生木・黒瀬・椎木・大当地域

赤生木・黒瀬・椎木・大当地域の集落については、地域に広がる優良農地や野間岳を中心とした山々から連なる樹林地といった良好な自然環境を有することから、それと調和した田園環境づくりを目指すとともに、本区域を象徴する自然環境の保全を図る。

また、黒瀬地域の「杜氏の里」については、焼酎の生産過程の見学施設等があるため、観光拠点として位置づけ、観光客の誘致に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、減少傾向にあり、今後も減少するものと予測される。

また、製造品出荷額、商品販売額は減少傾向にあり、今後の新たな商業・工業系の土地需要については、現市街地で収容可能と判断されるため、本区域における急激かつ無秩序な市街化の拡大・進行は見込まれないものと判断される。

また、本区域の多くを占める農地、樹林地、自然公園等については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制等により、十分保全できるものと判断される。

以上のことから，本区域においては区域区分を定めないものとする。

3．主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

主要用途の配置の方針

a 住宅地

小浦・仁王崎地域においては，近隣住民の日常生活に対応した商業・業務機能の配置を許容しながら，戸建を中心とした低層住宅地の形成を図る。また，小浦地域の低未利用地については，良好な居住環境を有する住宅地の誘導を図る。

片浦地域，野間池漁港周辺地域については，漁業拠点を中心として，居住環境の改善を図りつつ，戸建住宅を中心とした住宅地の形成を図る。

土地利用の方針

a 居住環境の改善又は維持に関する方針

片浦地域の傾斜地に立地する住宅地においては，狭あいな道路が多く残されているとともに，排水施設の整備が不十分な状況で宅地化されているため，火災などの災害対策上の課題を有していることから，地域のまち並みを活かしつつ，生活に必要な都市基盤を有する住宅地への改善を図る。

b 優良な農地と健全な調和に関する方針

赤生木地域から黒瀬地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

c 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，災害を未然に防止する観点から，市街化・宅地化を抑制する。

d 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

野間岳を中心とする山並みは，貴重な自然空間であり，野間ツツジやヤブツバキ，檜の大木等の広葉樹林が至る所に群生しており，その豊かな自然環境は麓の樹林地まで広がっていることから，今後とも，住民並びに本区域を訪れる人々に対して誇れる自然環境空間としてこれらの樹林地の保全に努める。

また，本区域の海岸線地域については，雄大な東シナ海を背景とした大自然のパノラマが広がるとともに貴重な景観要素としての役割を有することから，その自然環境や景観の保全を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の主要な交通体系は、鹿児島市、加世田市及び枕崎市方面とを結び広域幹線道路としての役割をもつ国道 226 号が骨格を形成しており、同路線は、本区域内の市街地、集落間を連絡する区域内幹線道路としての機能も兼ね備えている。

また、国道 226 号から野間池港周辺市街地へ連絡する県道野間池港線、北部中心市街地地域と南部の集落を連絡する町道小浦黒瀬港線が区域内幹線道路として配置されている。

これらの道路については、概ね整備が行われているものの、市街地内の区間において未改良区間があることから、幹線道路として高齢化の進展やノーマライゼーションに配慮した人に優しい道路空間づくりを図るため、早期の整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような方針のもとに整備を進める。

今後とも既存の幹線道路を軸とした交通体系のもとに、市街地や集落内において、住民の身近な社会生活活動を支える機能的な生活道路の整備、改善を図る。

安全性の高い歩行空間の確保を図るとともに、バリアフリーに配慮した歩行空間の確保に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市内の交通を円滑に処理し、また住民の安定した日常生活に欠かせない道路としての機能を十分発揮させるため、以下の方針により適正に配置し、整備を図る。

種別	配置の方針
都市幹線道路	本区域内の中心市街地を形成する小浦地域と黒瀬地域を連絡する都市幹線道路を配置し、市街地内狭あい区間の整備を図る。 地域間を結ぶ路線：町道小浦黒瀬港線

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	都市幹線道路：町道小浦黒瀬港線

下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の汚水処理は、し尿収集、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽により対応しているが、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽については、区域内全体に占める割合は約 40%であり、これらの施設が普及していない地域の汚物は、し尿収集による処理が大半を占めている。このようなことから、本区域における衛生環境の向上と自然環境への配慮の観点から、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を図るとともに、総合的な生活排水処理対策の検討に努める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

市街地においては、今後の人口や市街化動向を勘案しつつ、公共下水道の調査・検討を行うが、それ以外の地域においては、漁業集落排水施設や合併処理浄化槽の設置を図る。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置方針

ア 下水道

市街地については、今後の人口動向等を見据えつつ、公共下水道の検討に努める。

イ 河川

本区域には、笠石川・祓川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にはないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域内のごみ処理及びし尿処理については、快適な生活環境や豊かな自然環境の保全の観点から、ごみの減量化、分別収集に努めるとともに、処理体制については広域的な連携を図りつつ適正かつ計画的に配置する。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

本区域においては、ごみ処理施設を完備しておらず、薩南衛生処理組合により、広域的に処理を行っている。

今後においても、こうした広域的な枠組みの中で、住民や事業者との協力・連携を図りつつ、適正な収集、処理体制の確立に努める。

イ し尿処理施設

本区域においては、し尿処理施設を完備しておらず、薩南衛生処理組合により、広域的に処理を行っている。

今後とも、広域市町での効率的な処理体制を検討し、適正な収集体制の確立に努めていくものとする。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は特にはないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、各集落が山林や海岸に囲まれているという地理的要因により、土地区画整理事業のようなまとまった面整備事業には制約がある。

しかし、片浦地域や小浦地域等の既成市街地については、今後の人口動向や市街地の発展動向を勘案し、必要に応じて市街地整備事業の導入について、検討を行うものとする。

市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

基本方針

本区域は薩摩半島の西南端の東シナ海に突きだした半島の先端部に位置し、三方は海に面している。海岸線は、急峻な山々が直接東シナ海に落ち込んだリアス式海岸を形成しており、雄大な東シナ海と融合した、本区域の有数な景観要素として位置づけられる。

野間岳を中心とした山々においては、野間ツツジやヤブツバキ、檜の大木等の広葉樹林が至るところに群生しており、その豊かな自然環境は、その麓の樹林地まで広がっている。

これらの自然は、本区域を象徴するものであると同時に、景観形成や野外レクリエーション活動、防災上において重要な役割を果たしていることから、その環境の維持・保全を図る。

また、住民の多様化する余暇活動やコミュニケーション形成の場、さらに防災上の拠点として機能を合わせた公園・緑地について、必要に応じ、その配置検討を行い、本区域がもつ豊かな自然環境と一帯となった総合的な緑地空間の形成を図る。

主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全 系統の配置	野間岳を中心とした山々から連なる樹林地	野間岳を中心とした山々においては、野間ツツジやヤブツバキ、檜の大木等が群生しており、その豊かな自然環境は麓の樹林地まで広がっていることから、本区域を象徴する自然として後世にも引き継いで行くため、その環境の維持・保全に努める。
	野間半島	東シナ海に突きだした野間半島には、カツオドリやオオミズナギドリ等の繁殖地ともなっていることから、それらの生育環境の維持・保全に努める。
	赤生木、黒瀬地域（ヘゴ自生北限地）	黒瀬及び赤生木地域のヘゴ自生地については、その北限地として国の天然記念物に指定されていることから、隣接する集落環境との調和を図りつつ、保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	住民の余暇活動やコミュニケーション形成の場として、公園等の公共空を地域バランスに配慮しつつ、適正に配置する。

配置計画	地域名等	概要
c 防災システムの配置	区域全体	水害・土砂災害発生防止のための保水機能を有する本区域内の山々や，土砂流出を抑制する斜面緑地については，保全に努める。 また，災害発生時の避難場所として機能する公民館を中心とした公益施設，学校，公園等について適正に配置する。
d 景観形成システムの配置	海岸線一帯	小浦地域から野間岬を経て坊津町へ至る海岸線については，坊・野間県立自然公園区域に指定され，広大な東シナ海と相まって，雄大な景観を有しており，本区域の貴重な景観要素であることから，その保全に努める。

実現のための具体の都市計画制度の方針

市街地や集落内においては，計画的かつ機能的な配置に考慮しつつ，必要に応じて都市公園の配置の検討を行うものとする。

主要な緑地の確保目標

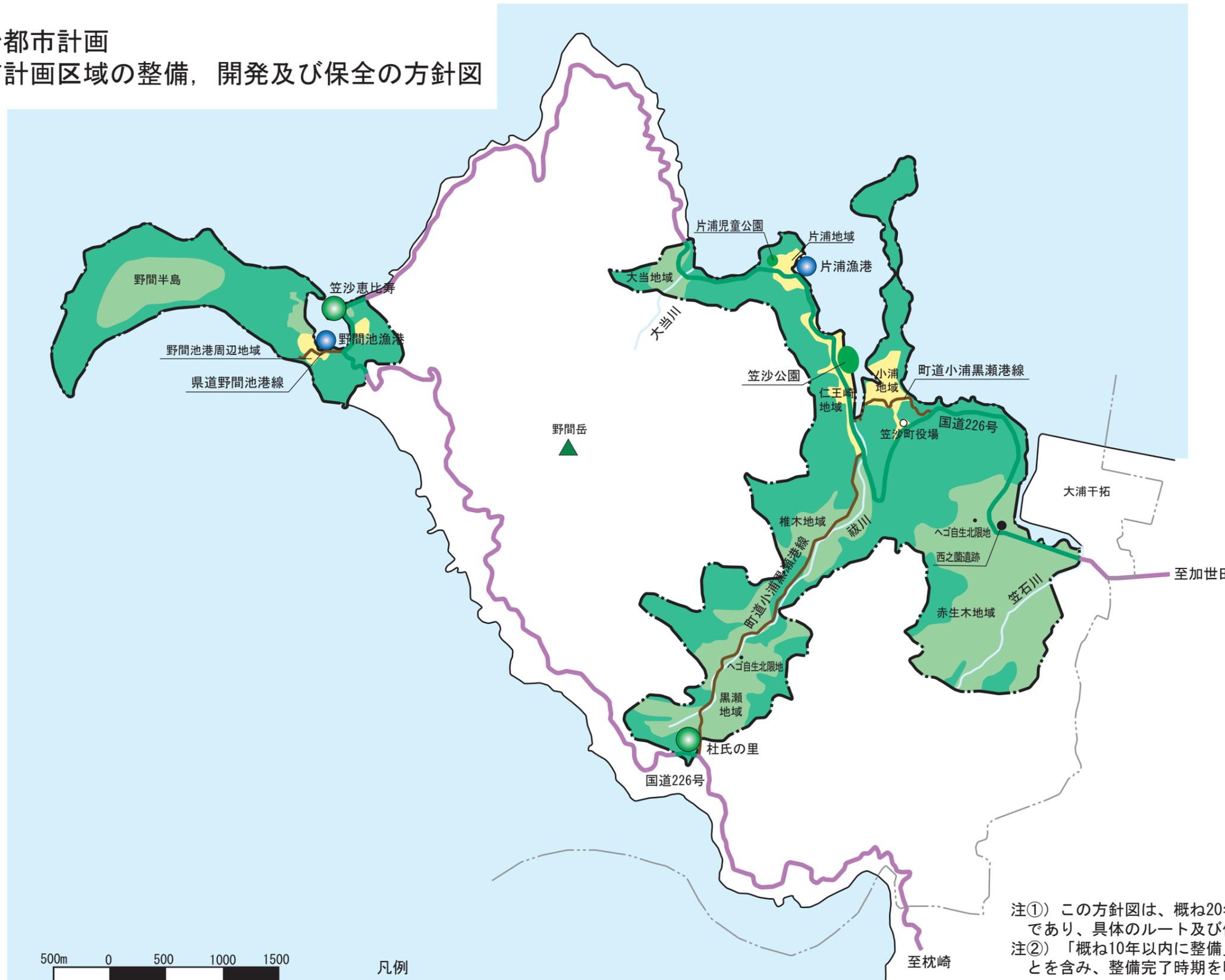
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に整備を予定する公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討を行うものとする。

笠沙都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を示したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備着手することを含み、整備完了時期を明示したものではありません。

凡例			
	住宅地		主要幹線道路 (概ね整備済み)
	農業ゾーン		都市幹線道路 (概ね整備済み)
	樹林地ゾーン		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
			国道226号 (都市計画区域外)
			公園・緑地
			河川・海
			漁港
			観光レクリエーション地区
			都市計画区域界
			行政区域界